

第2次中泊町長期総合計画

実施計画(3期)

令和5年度～令和7年度



青森県 中泊町

令和5年3月

● ● 目 次 ● ●

第1章 実施計画の策定にあたって

1 基本的な考え方	1
2 実施計画の評価・検証の仕組み	3
3 実施計画における財政状況	4
4 将来に向けて目指す町の姿（将来像）	6

第2章 基本目標・実施計画

1 基本目標	7
2 施策体系	9
3 重点プロジェクトの取り組み	10

■ 活力・賑わいを創出するまちづくり（産業振興施策）

1-1 大地の恵を供給する農林業のまち（農林業）	11
1-2 海の幸を守り育てる漁業のまち（水産業）	12
1-3 地域の魅力を活かし、交流を深めるまち（観光業）	14
1-4 地域の賑わいと暮らしを支える商工業のまち（商工業）	16
1-5 新たな地域の活力を生み出すまち（雇用対策・新産業の育成）	18

■ 健康でともに支え合うまちづくり（保健・医療・福祉施策）

2-1 住民一人ひとりが健やかに暮らせるまち（健康づくり・保健活動）	21
2-2 安心して子どもを生み、健やかに育つまち（子育て支援）	22
2-3 生きがいと尊厳を持って高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）	24
2-4 地域の支えで自立をめざせるまち（障がい福祉）	26
2-5 地域でともに支え合うまち（地域福祉）	27
2-6 安心して医療を受けられるまち（医療）	29

■	豊かな心と郷土愛を育むまちづくり（教育・文化施策）	
3-1	子どもたちがいきいきと学び育つまち（学校教育・青少年健全育成）	30
3-2	学びを通じて心の豊かさや交流を生むまち（社会教育・家庭教育）	32
3-3	スポーツを通じて人や地域のつながりをつくるまち（社会体育）	33
3-4	郷土の歴史文化を継承するまち（地域文化・芸術活動）	34
■	環境と共生する安全安心なまちづくり（生活環境施策）	
4-1	秩序ある町土・景観を保全するまち（土地利用・景観）	36
4-2	快適で住みよい環境へ定住するまち（住環境・定住促進）	37
4-3	道路・通信網で地域や暮らしの利便をつなぐまち （道路・公共交通・情報通信）	39
4-4	安全な水の供給と水資源を保全するまち（上水道・排水処理）	40
4-5	環境にやさしく資源を循環するまち（循環型社会・環境保全）	41
4-6	いざというときに備えるまち（消防・救急体制・防災）	42
4-7	暮らしと地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）	44
■	持続可能なまちづくり（協働・行財政運営施策）	
5-1	ともに支え合い、行動するまち（地域コミュニティ・住民協働）	45
5-2	男女がともに活躍するまち（男女共同参画）	47
5-3	健全な行財政運営を推進するまち（行財政運営）	47
5-4	ともに地域の発展を推進するまち（広域行政・地域間連携）	49

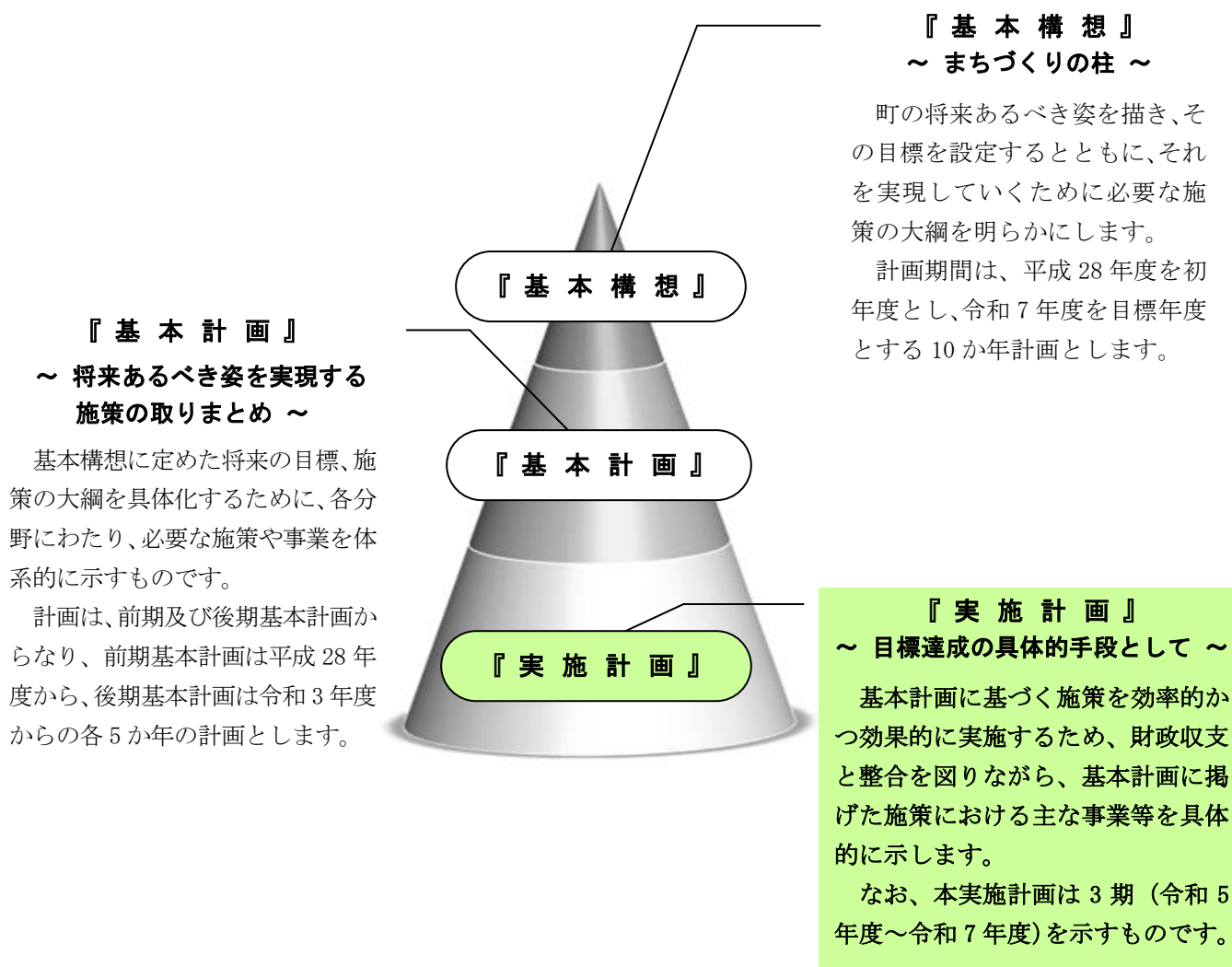
第1章 実施計画の策定にあたって

1 基本的な考え方

実施計画は、第2次中泊町長期総合計画で設定した将来像の実現に向けて、財政収支と整合を図りながら、基本計画に掲げた施策における主な事業等を具体的に示します。また、重要業績評価指標（KPI）を設定し、実現すべき成果（アウトカム）を重視した評価・検証を図ります。

（1）計画の構成

計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。
各要素の役割は、次のとおりです。



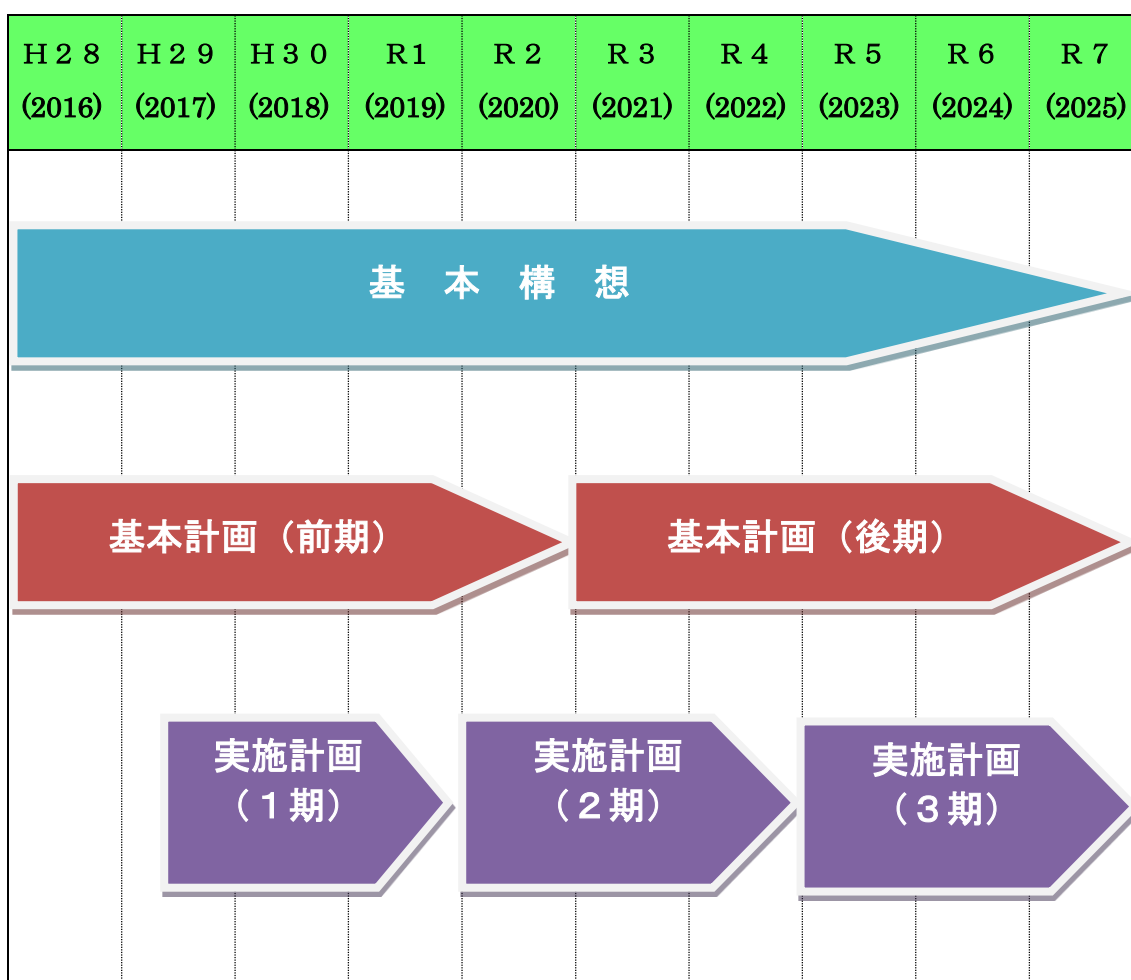
(2) 計画期間

基本構想、基本計画、実施計画の計画期間は以下のとおりです。

[基本構想] 平成 28 年度 (2016 年度) ~ 令和 7 年度 (2025 年度)

[基本計画] 前期 平成 28 年度 (2016 年度) ~ 令和 2 年度 (2020 年度)
後期 令和 3 年度 (2021 年度) ~ 令和 7 年度 (2025 年度)

[実施計画] 1 期 平成 29 年度 (2017 年度) ~ 令和元年度 (2019 年度)
2 期 令和 2 年度 (2020 年度) ~ 令和 4 年度 (2022 年度)
3 期 令和 5 年度 (2023 年度) ~ 令和 7 年度 (2025 年度)

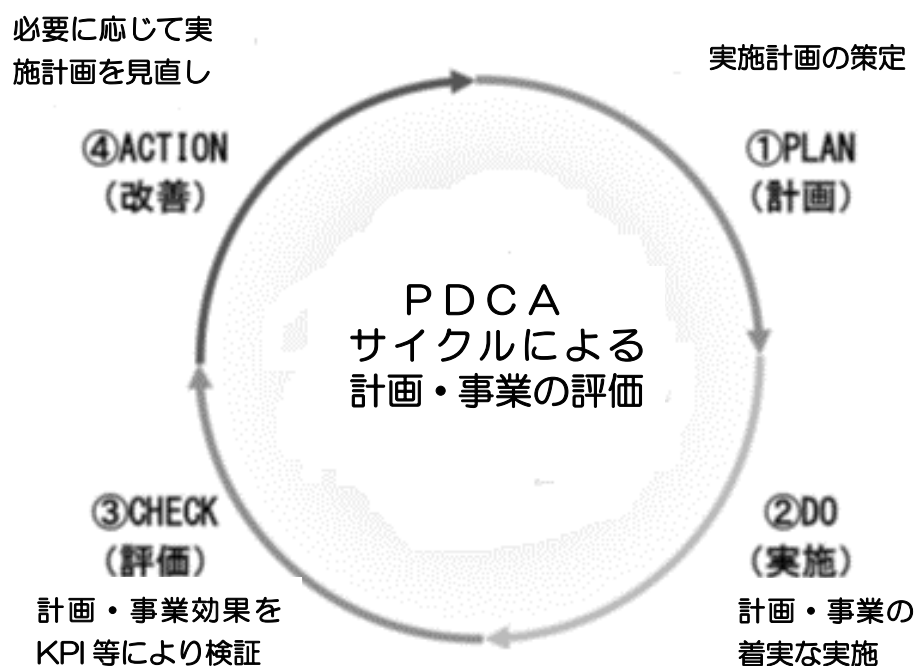


2 実施計画の評価・検証の仕組み

実施計画の推進にあたっては、中泊町総合計画策定幹事会において、各種事業の実施について検証、必要な改善等を図りながら、計画に掲げる目標の達成に向けて事業を実施します。

また、実施計画の進捗状況の評価・検証するための仕組みとして「PDCA サイクル」を確立するほか、重要業績評価指標（KPI）を設定し、実現すべき成果（アウトカム）を重視した評価・検証を図ります。

図表 PDCA サイクル



3 実施計画における財政状況

実施計画を着実に推進していくためには、事業の実施に要する財源を確保することが必要となります。

この財政状況は、令和5年度予算見込みと整合を図りながら、一般会計ベースで予算額を示します。

歳入	令和5年度 予算見込額(千円)
町税	932,032
地方譲与税	69,725
利子割交付金	500
配当割交付金	1,000
株式等譲渡所得割交付金	1,500
法人事業税交付金	6,000
地方消費税交付金	237,000
環境性能割交付金	4,000
地方特例交付金	1,400
地方交付税	3,580,000
交通安全対策特別交付金	600
分担金・負担金	109
使用料・手数料	94,386
国庫支出金	774,882
県支出金	536,812
財産収入	16,349
寄附金	85,501
繰入金	69,060
繰越金	70,000
諸収入	80,144
町債	679,000
歳入総額	7,240,000

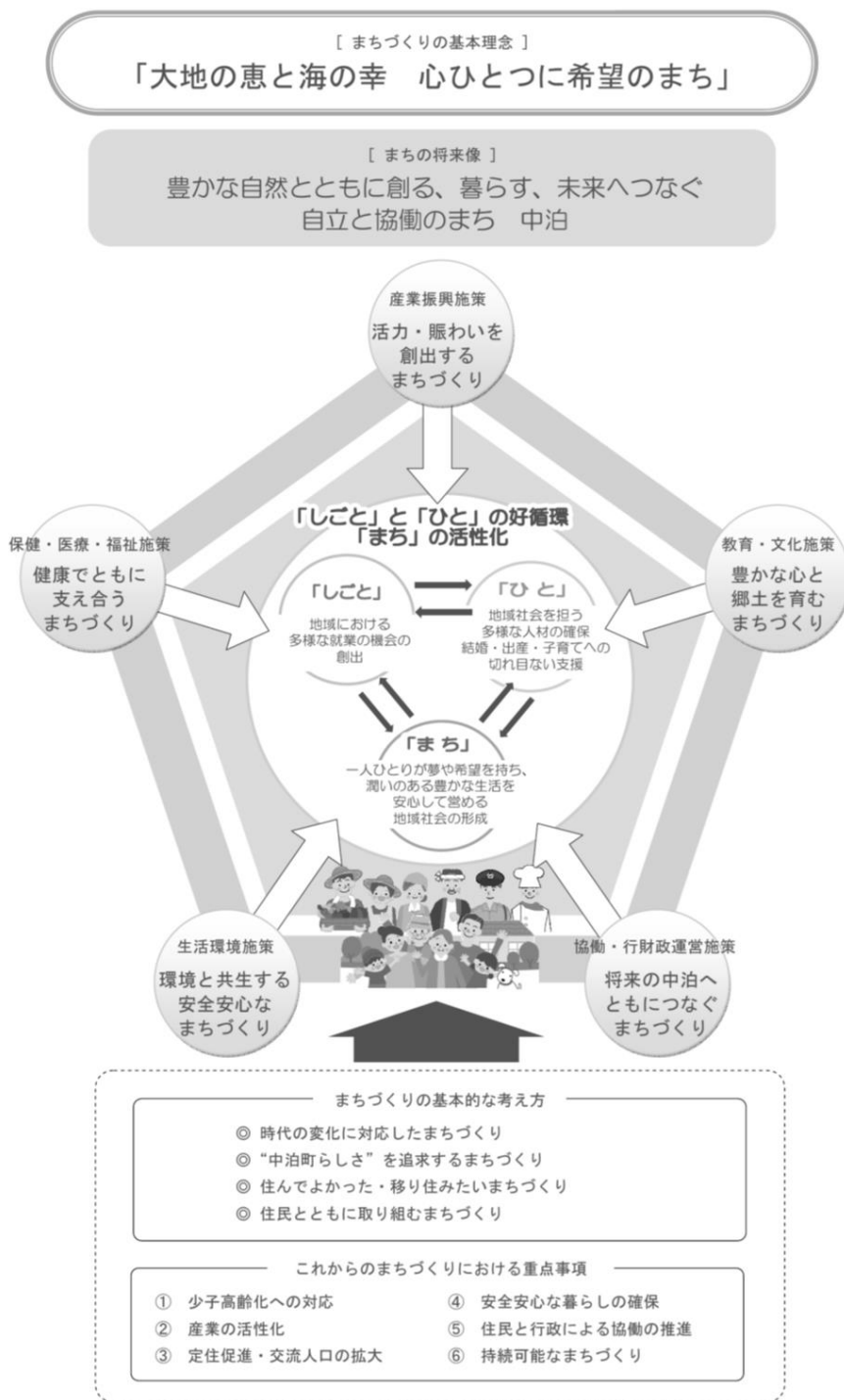
歳 出	令和5年度 予算見込額(千円)
人件費	1,017,094
扶助費	887,008
公債費	1,215,378
物件費	1,339,847
維持補修費	124,996
補助費等	1,281,079
積立金	12,513
投資及び出資金	0
貸付金	500
繰出金	725,425
普通建設事業費	631,142
うち補助事業費	45,800
うち単独事業費	452,569
うち県営事業負担金	132,773
災害復旧事業費	18
予備費	5,000
歳出総額	7,240,000

4 将来に向けて目指すまちの姿（将来像）

少子高齢化が進行する中で、これからのまちづくりを推進していくためには、住民一人ひとりが厳しい社会環境を認識し、それを乗り越えていくために、人やまちを未来へ継承する持続可能なまちづくりを行っていくことが重要です。

そこで、自然のもたらす恩恵を活かし、将来に向けて住民とともに目指すまちの姿（将来像）を『**豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち 中泊**』とします。

図表 将来像の実現に向けたまちづくりのイメージ



第2章 基本目標

1 基本目標

基本理念に基づくまちづくりを実践し、将来像に掲げるまちを実現していくために、次の5つを本町の目指すまちづくりの基本目標とします。

基本目標1：活力・賑わいを創出するまちづくり

(産業振興施策)

本町のさらなる発展と定住人口の促進に結びつく地域経済活動の実現に向けて、第1次産業を基幹とした町内産業の振興を図るとともに、*6次産業の振興や観光・交流事業を通じた産業間の連携等により、新たな産業や雇用を生み出していくなど、人やまちの活力・賑わいを創出するまちを目指します。

また、若年層の町外流出の抑制と労働人口の定着化を図るため、安定した雇用の場の確保と情報提供の充実を図ります。

*6次産業：1次産業（農林水産業）×2次産業（加工）×3次産業（情報サービス）＝6次産業

農林水産物の生産（1次産業）から加工（2次産業）・販売（3次産業）までを手掛ける総合産業のこと。

基本目標2：健康でともに支え合うまちづくり

(保健・医療・福祉施策)

生活習慣病予防や介護予防といった予防に重点を置いた健康づくりを推進するとともに、保健、医療、福祉等が連携して住民の健康寿命の延伸を図ります。

また、母子保健活動や子育て不安を解消するための子育て支援サービスの充実等、新たな子育て支援制度に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、若い世代が安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

さらに、高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らし続けられる環境を整備し、健康でともに支え合うまちを目指します。

基本目標3：豊かな心と郷土愛を育むまちづくり

(教育・文化施策)

学校教育においては、子どもの個性に応じた教育を推進し、生きる力と思いやり、郷土愛を育む教育の充実に努めるほか、住民が町内の自然環境や歴史、文化、教育・学習環境を活用し、生涯にわたって学び、様々な場面で活躍できる人材の育成に努めます。

また、スポーツ活動に親しむことができる環境を整備するとともに、多様な芸術や文化、歴史に触れることができる豊かな心と郷土を育むまちを目指します。

基本目標４：環境と共生する安全安心なまちづくり

(生活環境施策)

暮らしやすいまちとしていくために、ごみの減量化や資源化等を推進するとともに、自然環境に配慮しつつ、道路・交通・情報・住宅・生活排水処理などの生活基盤が整備された環境と共生するまちを目指します。

また、防災、防犯、消防体制を整備するとともに、冬期間においても心配がない住民生活を送れる安全安心に暮らせるまちを目指します。

基本目標５：持続可能なまちづくり

(協働・行財政運営施策)

住民をはじめ、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政運営によって「まちの体力」ともいえる財政基盤を強化し、住民意向に応えられる行政サービスの維持を図ります。

また、幅広い分野で国内外における地域間連携を図り、ともに地域の発展を促し、持続可能なまちを目指します。

2 施策体系

まちづくりの基本理念

「大地の恵と海の幸 心ひとつに希望のまち」

(将来像)

『豊かな自然とともに創る、暮らす、
未来へつなぐ自立と協働のまち
中泊』

基本目標 1 : 活力・賑わいを創出するまちづくり

(産業振興施策)

- 1-1 大地の恵を供給する農林業のまち (農林業)
- 1-2 海の幸を守り育てる漁業のまち (水産業)
- 1-3 地域の魅力を活かし、交流を深めるまち (観光業)
- 1-4 地域の賑わいと暮らしを支える商工業のまち (商工業)
- 1-5 新たな地域の活力を生み出すまち (雇用対策・新産業の育成)

基本目標 2 : 健康でともに支え合うまちづくり

(保健・医療・福祉施策)

- 2-1 住民一人ひとりが健やかに暮らせるまち (健康づくり・保健活動)
- 2-2 安心して子どもを生み、健やかに育つまち (子育て支援)
- 2-3 生きがいと尊厳を持って高齢期を過ごせるまち (高齢福祉)
- 2-4 地域の支えで自立をめざせるまち (障がい福祉)
- 2-5 地域でともに支え合うまち (地域福祉)
- 2-6 安心して医療を受けられるまち (医療)

基本目標 3 : 豊かな心と郷土愛を育むまちづくり

(教育・文化施策)

- 3-1 子どもたちがいきいきと学び育つまち (学校教育・青少年健全育成)
- 3-2 学びを通じて心の豊かさや交流を生むまち (社会教育・家庭教育)
- 3-3 スポーツを通じて人や地域のつながりをつくるまち (社会体育)
- 3-4 郷土の歴史文化を継承するまち (地域文化・芸術活動)

基本目標 4 : 環境と共生する安全安心なまちづくり

(生活環境施策)

- 4-1 秩序ある町土・景観を保全するまち (土地利用・景観)
- 4-2 快適で住みよい環境へ定住するまち (住環境・定住促進)
- 4-3 道路・通信網で地域や暮らしの利便をつなぐまち (道路・公共交通・情報通信)
- 4-4 安全な水の供給と水資源を保全するまち (上水道・排水処理)
- 4-5 環境にやさしく資源を循環するまち (循環型社会・環境保全)
- 4-6 いざというときに備えるまち (消防・救急体制・防災)
- 4-7 暮らしと地域の安全を守るまち (防犯・交通安全)

基本目標 5 : 持続可能なまちづくり

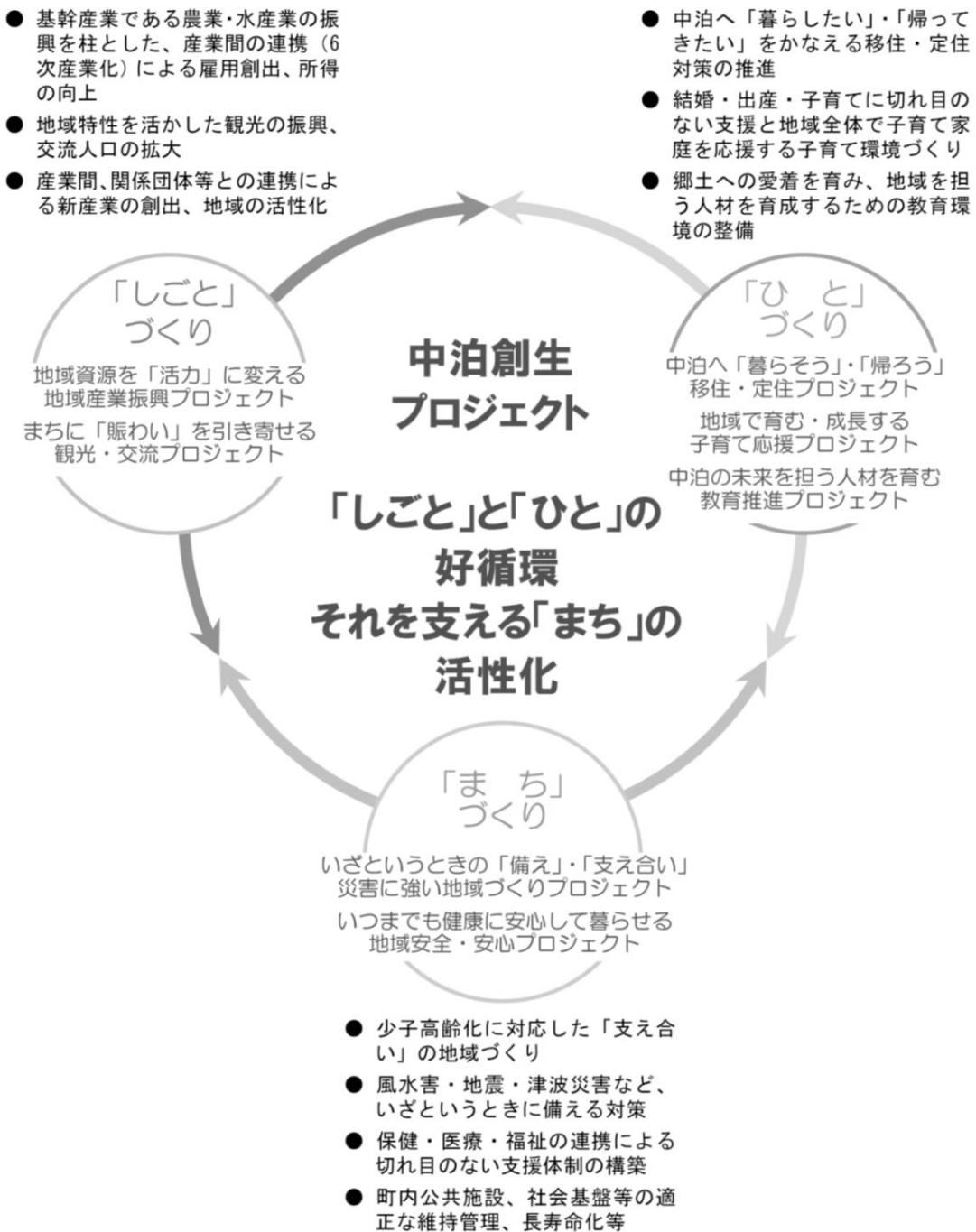
(協働・行財政運営施策)

- 5-1 とともに支え合い、行動するまち (地域コミュニティ・住民協働)
- 5-2 男女がともに活躍するまち (男女共同参画)
- 5-3 健全な行財政運営を推進するまち (行財政運営)
- 5-4 とともに地域の発展を推進するまち (広域行政・地域間連携)

3 重点プロジェクトの取り組み

本町が抱える人口減少及び少子高齢化の進行、地域経済の停滞といった課題に対し、地域資源を強化・活用することにより、まちの魅力や活力、付加価値を一層高め、移住・定住の促進、地域の活性化、暮らしの安全・安心といった「まち」「ひと」「しごと」の創生につなげていくために、施策分野を横断した取り組みとして次の重点プロジェクトを推進します。

図表 重点プロジェクト



基本目標 1 活力・賑わいを創出するまちづくり

(産業振興施策)

1-1 大地の恵を供給する農林業のまち

(農林業)

1 基本方針

- 基幹産業の振興・土地の保全などの観点から、意欲と能力のある担い手の育成・確保、効率的・安定的な農業経営、農業土地基盤の整備などを進め、農業の振興を図ります。
- 森林の持つ公益的機能を維持するため、担い手の安定確保や森林の適正な管理を推進します。

2 施策での取り組み

1-1-1：農業基盤の整備

- 地域協業組織や共同作業体制の確立、水利施設・ほ場の整備や適正な維持管理と機能拡充、農地の集団化、農道の整備など、生産基盤の充実を図ります。
- 町内の遊休農地等を活用した農業体験やグリーン・ツーリズムを推進します。

1-1-2：農業経営の安定化

- 関係機関・団体との連携のもと、経営規模拡大や未来技術の活用による効率的な生産技術の導入や機械・施設の整備及び共同利用、農産品の流通販売等を支援し、各作目の生産性の向上や高品質化を促進し、農業所得の向上を図ります。
- 農家経営の安定化に資する取り組みを推進します。
「中泊町畜産クラスター計画」に基づき事業を実施し、飼養頭数の増頭による生産額の増加、自給飼料の拡大・自給率の向上による飼料コストの低減が見込まれ、農家所得の向上による経営安定化を目指します。

1-1-3：特色ある農業の推進

- 米中心の農業からの転換を推進し、花き、野菜、果樹に至るまで消費者のニーズにあった特色ある作目・作型等の調査研究を進めます。
- 農閑期の農業の活性化と併せた高付加価値型農業の確立に取り組みます。
- 稲わら焼却などの問題を解決するべく、廃棄物の有効利用、適正な処理に資する対策を行います。

1-1-4 : 加工・流通の体制の確保

- 道の駅等のふれあい交流施設を活かした地産地消を推進するほか、6次産業化を目指して整備した加工販売施設の一層の活用・整備を図ります。

1-1-5 : 森林の整備

- 計画的な育林や林道整備、間伐・植林等、振興基盤の整備や森林の適正管理を図り、水源かん養、大気の浄化、土砂の流出防止等、森林が持つ公益的機能の保持に努めます。
- 観光・交流の場としての活用や、木炭などの特用林産物を活用した特産品の開発等に積極的に取り組み、林業経営基盤の強化を図ります。

1-1-6 : 農林業者の後継者、人材の育成

- JA や西北地域県民局地域農林水産部と連携して、地域のリーダーとなる認定農業者等の担い手、新規就農者の確保・育成に努めます。
- 経営指導の強化や農地の集積の促進等により、集落営農の組織化及び法人化の促進、組織体及び担い手の育成等を図ります。

3 重要業績評価指標 (KPI)

No	具体的な事業	重要業績評価指標 (KPI)
1	新規就業者の確保及び担い手の育成	新規就業者：年間3人
2	シャインマスカットの産地化	シャインマスカット生産面積の拡大：110a
3	機械化による省力技術や加工業務による生産性の向上及び所得の拡大	高収益野菜の作付面積：28ha

1-2 海の幸を守り育てる漁業のまち

(水産業)

1 基本方針

- 将来にわたり安定的な生産を確保するために、漁場等の環境の維持とともに、守り育てる漁業への転換を図り、後継者の育成を含め、魅力ある漁業の確立に取り組みます。
- 水産物の衛生管理体制の充実、品質向上、漁獲高の確保に努めるとともに、新たな販路拡大、新商品開発など、漁業者の経営安定につながる取り組みを推進します。

2 施策での取り組み

1-2-1 : 漁港施設・漁業環境の整備

- 漁港の整備を計画的に進めるとともに、魚礁設置など漁場環境の復元・海の森づくりに努めます。
- 廃船（FRP）、廃油処理施設の整備に努め、環境に配慮した漁業を推進します。

1-2-2 : 漁業経営の安定化

- 燃料費や漁業資材の高騰により漁業経営が苦しいことから、生産者と連携した販路拡大や新商品開発などを推進し、経営の安定化を図ります。

1-2-3 : 鮮度・品質の向上

- 鮮度・品質の向上につながるよう、活魚及び活魚の出荷体制の充実、水産加工品の研究・開発のほか、新しい技術による水産鮮度保持施設の整備等に努め、漁業経営の近代化を進めます。

1-2-4 : 加工・流通の体制の確保

- 地元水産物の PR を強化するとともに、ブランド化を推進するほか、地元水産物の積極的な利用促進、トップセールス等による販路拡大、地域の活性化を図ります。

1-2-5 : 漁業者の後継者、人材の育成

- 未来を担う漁業者や担い手団体の育成支援に努め、地域活性化を図ります。
- 漁協や水産事務所と連携して、漁家経営指導者などの人材育成や、高齢化による漁業後継者問題を解消するため、新規就業者の確保・育成に努めます。

1-2-6 : 守り育てる漁業への転換

- 水産資源の減少が懸念される中で、水産資源を一方向的に獲るだけでなく、将来に向けて、守り、育てるという循環型漁業への転換を図ります。
- アワビの稚貝、津軽海峡メバルの稚魚の放流及び水産物の陸上養殖などを推進し、これまで試験養殖に取り組んできた「マツカワガレイ」の養殖事業化を目指します。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	次世代に繋ぐ、水産加工事業	新商品の開発：年3品以上
2	養殖事業の推進	マツカワガレイ養殖の事業化

1-3 地域の魅力を活かし、交流を深めるまち

（観光業）

1 基本方針

- 自然環境を活かしたグリーン・ツーリズムなど滞在型観光を推進するほか、メバルやビーチサッカーといった町特有の観光資源に磨きをかけた観光振興を推進します。
- 北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業を契機に、観光メニューや交流資源の発掘・活用を進めることで、地域の魅力向上と交流人口の増加に向けたPRや本町の認知度向上に取り組めます。

2 施策での取り組み

1-3-1：観光コンセプトと整備方針の再構築

- 「本町へどのような人が訪れ、どのような魅力や楽しみを得てもらうか」といった本町の全体的な観光コンセプトと整備方針を再構築します。
- 上記方針に基づき各観光拠点施設の充実や海と森と川の観光ネットワーク化整備の推進、冬期観光を含めた津軽半島の広域観光ルートへの定着化等を進め、東北・道南・首都圏からの観光客を中心に大幅な入り込み増加を目指します。

1-3-2：観光・交流資源の磨き上げ・活用

- 町内に眠る観光資源をくまなく発掘し、また既存観光資源のブラッシュアップを一層進め、中泊町の認知・ブランド化に取り組めます。
- 本町を訪れた方々が地域の歴史等に触れ、町に対する魅力や関心を深めるきっかけとなるよう、地域の歴史等をテーマとしたイベント等を開催し、内容の充実に努めます。

1-3-3：観光拠点の整備

- 清潔なトイレ、わかりやすい道路標識、見やすい案内板などの観光利便施設整備は、

独自性を発揮した整備を図り、老朽化施設等の改修によってイメージ向上に努めます。

- 高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーの推進、観光客に対するおもてなしの心向上に努めます。

1-3-4 : 地元産業との連携

- 「ここだけ」「今だけ」を売り出す食の限定ブランドを活かし、中泊メバルの刺身と煮付け膳を軸としたメバルシリーズを展開し、1次産業と観光を組み合わせたまちおこしを推進し、町内の農林水産業や商工業等、他産業分野と連携による観光振興を進めます。

1-3-5 : 体験型観光・イベント等の充実

- 観光ビジョンに基づき、近年の観光スタイルの特徴である、個人化・ニーズの多様化に対応した、個性のある「歴史・伝統」「産業」「生活文化」などの、地域の特徴とストーリー性を重視した体験型・交流型の観光を推進します。
- 町内の産業資源を活かし、メバルの網外し体験や農業体験、グリーン・ツーリズム等、体験型観光を推進します。
- ビーチサッカーや町内のスポーツ環境を活かしたスポーツ大会の開催、イベント等を通じて、多様な世代、人材との交流機会を創出します。

1-3-6 : 学生や社会人等の修学旅行・合宿等の招致

- 本町の特長ある地域性やスポーツ施設環境等を活用し、各種大会をはじめ、学生や社会人等の合宿等の招致を行い、まちへの滞在人口増加を目指します。
- 本町の歴史を地域資源として磨き上げ、町内を巡る観光資源として活用し、修学旅行等による交流、地域間交流の推進、交流人口の拡大を図ります。

1-3-7 : 住民協働による観光振興

- 中高生や若手の声を積極的に拾い上げ、商品開発やPR事業を通じて、若い世代の郷土に対する愛着を深めるなど、地域の人材として育成、定着を図ります。

1-3-8 : 観光分野の人材育成

- 観光ビジョンに基づく観光の振興を図るため、町の観光産業の中核となる組織を設立し、地域おこし協力隊等の外部人材を活用しながら、経済を回せる観光産業を目指します。

1-3-9 : 認知度向上・PR活動の推進

- 北海道新幹線を活用した観光受け入れ態勢の確立を図り、体験農漁業やビーチサッカー

一大会などの観光イベントの強化充実、ご当地グルメの普及宣伝、新イベントの創出など、県内外に対するPR・集客活動の促進等を図ります。

- ポスターやパンフレット、映像等の資源を逐次更新し、新鮮な情報の提供に努めます。
- ふるさと納税寄附金に対する返礼品として、全国各地の寄附者へ町の資源を活かした農水産物等による認知度アップを図り、ブランド化につなげます。

1-3-10：観光体制の充実

- 旅行者の多様なニーズに対応するため、市町村の枠を超えた広域の観光※DMO に参画し、競争力の高い魅力ある観光地域の形成を目指すとともに、新幹線・鉄道及びバス等の公共交通機関や拠点を結ぶ二次交通を活用し、広域圏での誘客を図ります。

※DMO：Destination Marketing/Management Organization

地域全体の観光マネジメントを一本化する、着地型観光（観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態）のプラットフォーム組織。

- インバウンド需要に対応した観光体制を構築し、町内の観光施設や飲食店において訪日外国人旅行者が不便なく観光ができるよう受け入れ態勢を整備します。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	1次産業と観光を組み合わせたまちおこしの推進	メバル関連商品により町に波及される経済効果：年間1億円以上
2	観光入込客数の増加	観光入込客数：24万人
3	観光振興体制の強化	インバウンドツアーの受入れ：年2件

1-4 地域の賑わいと暮らしを支える商工業のまち

（商工業）

1 基本方針

- 地域の活性化と賑わいづくりを推進するため、時代の変化に即した地域の事業者・商店を支援し、商店街の活性化を図ります。
- 商工団体等との連携を図り、個々の商店等の経営力強化及び人材・後継者の育成のための支援を行います。

- 地域経済の発展につながるよう、地域特性を踏まえて企業誘致を進めるとともに、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

2 施策での取り組み

1-4-1：地域に即した商業の振興

- 既存商店・商店街については、空き店舗の活用や各種イベントの開催への支援、観光と連携した特色ある環境整備の推進、高齢者にやさしい魅力ある商店街づくりの促進支援等の施策を展開します。
- 商工会等と連携を強化し、住民の地域内商店の利用を促進し、町内での消費活動の活発化に努めるとともに、観光分野と連携した商品開発を支援します。
- 関係団体と連携して小規模事業者向けのセミナー等を開催し、後継者の育成及び新規事業者の人材育成を図ります。

1-4-2：買い物等支援サービスの構築

- 交通手段を持たず、広域的移動が困難な買い物弱者に対し、地域住民が主体となって、地域に点在する食品スーパーを核とした持続可能な買い物支援サービス網を構築します。

1-4-3：工業の振興

- 再生可能エネルギーを地域で導入する企業等の立地を促し、企業誘致助成制度の確立等を図って、環境にやさしい企業の誘致に努めます。
- 新たな商品開発やブランド化への取り組み等を積極的に支援するとともに、ベンチャー企業の設立育成に努めるなど、雇用機会の拡大に向け、商工会等と協議・協調して積極的な取り組みを展開します。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	小規模事業者の経営支援	事業経営に関するセミナー等の開催：年1回

1-5 新たな地域の活力を生み出すまち

(雇用対策・新産業の育成)

1 基本方針

- 町内の各産業の振興を図るとともに、6次産業化及び起業の促進を図り、多様な人材の雇用機会の創出と新たな産業育成に取り組みます。

2 施策での取り組み

1-5-1：多様な就業機会の確保

- 新規学卒者をはじめとする若年層や UIJ ターン希望者の就職を支援する制度の充実を図るとともに、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就業機会を確保します。
- 関係機関・団体と連携し、定年退職後の高齢者、短時間就労を希望する女性求職者や社会参加・自立を目指す障がい者に対して、情報提供等を通じ就職を促進し、多様な雇用の場の確保に努めます。
- 本町の産業振興による地域経済の活性化と雇用環境の改善に向けて、通勤圏となるつがる西北五圏域で広域的な雇用創出協議会等の設置を働きかけ、圏域内の雇用の安定化を目指します。
- 地域に求められる取り組みや生活課題に対応して、住民の持つ知識や技術を職業として発揮できるよう、地域の人材や施設等を活用した新たな就業機会や働きがい、生きがいをづくりに努めます。
- 少子高齢化を背景とした地域の労働力不足を解消するため、民間事業者等と連携し、高齢者や外国人の就業を支援し、働きやすい環境を整備します。

1-5-2：6次産業の取り組み強化

- 特産物である農水産物の生産振興と加工による新たな特産品づくりによって付加価値を高め、地元産業のさらなる振興を図るため、加工施設の整備とともに、農水産業者と商工業者の連携を推進し、農水産物やその加工品の販路拡大を図り、6次産業の取り組みを強化します。
- グリーン・ツーリズムに代表される交流型農業や体験型観光等、産業間の連携と新たな産業の育成を推進します。
- 6次産業化への取り組みを通じて、地域住民の知識や技術を職業として発揮できる就業機会の創出を図ります。

1-5-3：金融機関と連携した総合支援

- 事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る事業者で一定の要件を満

たしている者に対し、信用保証料の補助を行うなど、事業者の経済的な負担の軽減を図ります。

- 金融機関と連携し、各事業者が融資を利用しやすい環境をつくとともに、起業へ向けた支援を行います。

1-5-4 : 地域発の*イノベーションによる新産業の創出

- 成功事例の紹介などセミナー開催、先進地視察支援を通じて、町内における新産業の創出や新技術、新事業につながる取り組みを支援します。
- 町内の各産業分野において、今後の成長が見込まれる取り組みを中心に、大学・金融機関・民間企業等と連携し、新産業の創出や新技術、新事業の開発促進・育成を推進します。

*イノベーション：

経済活動において既存のモデルから飛躍し、新規モデルへと移行すること。日本語ではよく「技術革新」の同義語として用いられるが、本来は新しい技術を開発するだけでなく、従来のモノ、仕組み、組織などを改革して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらす活動全般を指す極めて広義な概念。

1-5-5 : 販路拡大による研究等

- 地元農水産物を使用した加工食品の市場調査・試食調査・値段設定・採算ベースの設定といったマーケティング等の調査を実施するとともに、地元農水産物の外部販売に対応する組織づくりをはじめ、生産者、取扱事業者と連携したネットワーク構築について検討を行います。

1-5-6 : 外部人材の活用

- 農水産物の付加価値の向上に向けた講習会や技術指導への講師の起用等、外部人材を活用し、実践的かつ専門的な知識・技術・技能を身につけた中核的な役割を果たす人材の確保を図ります。

1-5-7 : 起業の促進

- 女性や高齢者の就業者増加など、経済社会の変化に伴う介護サービス、子育て支援サービスなどの生活関連サービスをはじめ、新たな価値やサービスを創造するための起業を支援します。

1-5-8 : 企業誘致の推進

- 関係機関や近隣市町村と連携を図りながら、企業誘致に関する情報収集に努めるとともに、本町の産業構造等、地域の活性化につながる企業誘致に取り組み、多様な就業の場の創出に努めます。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	特産品を活用した新たな商品づくり	新商品の開発：年1品

基本目標 2 健康でともに支え合うまちづくり

(保健・医療・福祉施策)

2-1 住民一人ひとりが健やかに暮らせるまち

(健康づくり・保健活動)

1 基本方針

- 健康管理システムの活用、地区の保健協力員と連携を図りながら、住民一人ひとりの健康課題を把握するとともに、住民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる予防を重視した健康づくりを進めます。
- 疾病の予防や早期発見に向けて、各種健診や健康相談体制の充実を図り、健康で生きがいを持って暮らせる体制づくりに努めます。

2 施策での取り組み

2-1-1：生活習慣病予防の推進

- 子どもから高齢者まで、心身の健康に対する正しい知識の普及や健康意識の高揚を図り、世代や個人の状態にあった主体的な健康づくりを推進します。
- 食生活改善や運動習慣等、健康的な生活習慣の定着等による一次予防に重点を置いた施策を推進し、生活習慣病予防を推進します。

2-1-2：各種健診の受診率向上と保健指導の充実

- 健康維持・増進につながるよう、特定健診・がん検診、特定保健指導の受診を働きかけます。また、健康管理システムを活用した保健指導・健康教育・健康相談などの充実を図ります。
- 健診未受診者の解消を図るため、多くの住民が受診しやすい健診体制構築に努めます。

2-1-3：こころの健康づくりの推進

- うつや自殺、社会的引きこもりを予防するため、こころの健康に関する普及啓発や相談等を行うとともに、自殺対策として講座を開催し、ゲートキーパーの養成等、人材育成に努めます。

2-1-4：食育の推進

- 関係団体と連携し正しい食生活を身につけるための情報提供を様々な場面で行うとともに、安全・安心な農産物の生産や地産地消に取り組みます。

2-1-5 : 感染症の予防

- 予防接種対象者への周知徹底や啓発を図るとともに、接種率向上に向けて、未接種者に対し勧奨を行います。
- 新型コロナウイルス等の感染症に備え、感染拡大を最小限にとどめるための対策を講じます。

2-1-6 : 地域での健康づくりの推進

- 地区の保健協力員と連携を図りながら、身近な地域での健康教室の開催や、スポーツや地域活動を通じた健康づくりなど、町の健康課題を共有し、生涯にわたる健康づくりを地域で互いに支え合うための環境整備を図ります。
- 妊産婦や子どもなど、特に配慮が必要な人の近くで喫煙しないよう、健康教育等を実施して意識啓発を図り、町全体で受動喫煙の防止を推進します。

3 重要業績評価指標 (KPI)

No	具体的な事業	重要業績評価指標 (KPI)
1	がん検診受診率の向上	各がん検診受診率：3%以上増
2	特定健診受診率の向上	特定健診受診率：38.0%以上

2-2 安心して子どもを生み、健やかに育つまち

(子育て支援)

1 基本方針

- 心身ともに健康な子どもが育つような子育て環境を整えるとともに、子育て家庭が抱える様々な悩みや不安の解消に努め、保育サービスの充実や、子育て家庭の支援を通じ、地域の中で安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 将来の中泊町を担う子どもたちを育てるという視点に立ち、家庭や地域、学校、行政などが一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備します。
- 将来結婚し、子どもを持ちたいと考えている若い世代の希望をかなえるため、相談支援や出会いの機会づくり等、結婚に結びつく取り組みを推進する環境を整えることにより、未婚率の低減を図ります。

2 施策での取り組み

2-2-1：多様な保育の充実

- 次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育成されるよう、多様化する保育ニーズに対応するため、認定こども園の適正な配置による保育サービスの充実に努めます。

2-2-2：母子保健活動の充実

- 母子ともに健康で安心して子育てができるよう、妊産婦健診及び各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、支援が必要な場合は適切な指導援助を行い、子どもの健やかな発達や育児不安の解消を支援します。
- 子どもが健やかに成長するよう、予防接種法で定められた予防接種を期間内に接種するために必要な情報提供、指導援助を行い、対象疾病の予防を図ります。

2-2-3：保護児童等への対応の推進

- 関係機関・団体との連携のもと、児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児対策の充実等、支援を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

2-2-4：子育て家庭に対する支援

- 保育料及び3歳児から5歳児までの副食費無料化、送迎支援、高校生までの医療費無料化等により、子育て家庭の経済的負担軽減を推進します。
- 子育て家庭同士の交流の機会を創出する地域子育て支援センターの機能を活かし、男性の積極的な育児への参加を促進するほか、子育て支援講演会の開催や地域における子育てに関する情報提供、相談体制の充実を図ります。

2-2-5：地域における子育て環境の充実

- 公共施設や公共交通機関、多数の者が利用する建築物、公園などを妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう、託児室や授乳コーナーの設置及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの改修等を行い、地域における子育て環境の充実を図ります。

2-2-6：地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

- 地域全体で子育てを支援する意識を醸成するとともに、発明クラブ活動・子ども会活動・読書団体による読み聞かせイベント等、人と人、世代間交流といった多様なつながりを通じて地域全体で子育てを応援する仕組みづくりや子どもたちが地域内の幅広い世代とともに育っていく環境づくりを進めます。

- ひとり親家庭など、子育て家庭の親子が地域で孤立することがないように、相互交流や親睦を図り、地域社会全体で支える体制づくりを推進します。

2-2-7：結婚・出産に結びつく支援の実施

- 結婚し、子どもを持ちたいと考えている世代の希望をかなえるため、民間団体等と連携しながら、結婚を支援するセミナーやイベントを実施します。
- 子どもを持ちたいと考えている夫婦の希望を実現できるよう、不妊治療支援等、出産に結びつく支援を推進します。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	妊産婦・乳幼児健診の充実	妊婦健診の受診率：100% 乳幼児健診の受診率：100%
2	定期予防接種	麻しん（麻しん風しん混合）予防接種の接種率：95%以上
3	0歳児から2歳児までの保育料及び3歳児から5歳児までの副食費無料化	無料化を維持
4	高校生までの子ども医療費無料化	無料化を維持

2-3 生きがいと尊厳を持って高齢期を過ごせるまち

（高齢福祉）

1 基本方針

- 高齢者が健康でいつまでもいきいきと生活できるよう、生きがいづくりを推進し、高齢者の社会参画を促します。
- 介護保険制度の適正な運用により、介護予防に重点を置きながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域での見守りや支え合い、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、地域の実情に即した地域包括ケアの構築、認知症対策を推進します。

2 施策での取り組み

2-3-1：生きがいづくりの推進

- 高齢者に対する生きがい活動支援や移動の交通手段への支援充実等を図り、役割がある形での高齢者等の社会参加等を促進し、生涯現役で活躍できる場を拡充します。

- シルバー人材センターとの連携を深め、高齢者の再就職のための啓発活動を行います。

2-3-2 : 介護予防・重度化防止の推進

- 高齢者に対する介護予防事業を実施し、介護予防への取り組みの定着を図ります。
- 平成 29 年に開始した介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、できる限り介護を必要とせず過ごせるような支援を身近な地域で展開します。

2-3-3 : 認知症の予防・啓発

- 地域において認知機能が低下した状態にある人の早期発見や認知症に関する正しい知識の普及に努めます。
- 介護予防事業等を通じて、認知症予防とともにその発症や進行を遅らせるための取り組みを推進します。

2-3-4 : 在宅福祉の推進

- 社会福祉協議会や民間事業者を活用しながら、ホームヘルプサービス事業等を中心とした在宅福祉サービスの充実に努めます。

2-3-5 : 地域包括ケア体制の構築

- 地域社会で必要とされる福祉人材を確保し、新しい福祉の考え方やケアマネジメントを中心とした福祉関係職員の充実に努めます。
- 介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の構築を進めます。
- 包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実現のため「地域ケア会議」を設置し、個別ケースの検討と地域課題の検討の両方を行います。

2-3-6 : 介護保険制度の運営・サービスの適正化

- 高齢者福祉施策及び介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、要介護認定審査等、総合的な推進体制の強化を図ります。
- 介護保険サービスについては、適切なサービスの質・量の確保に努めるとともに、在宅で安心した支援を受けられるよう、サービス基盤の整備に努めます。

2-3-7 : 高齢者が住みよいまちづくりの推進

- 誰もが利用しやすい高齢者福祉施設の整備やバリアフリーのまちづくりの推進、地域での見守り活動等、高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。
- 災害時に高齢者が円滑に避難できるよう、地域と連携しながら必要なシステム整備を

図ります。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	予防事業の推進	通いの場参加率：8%
2	認知症の予防・啓発	認知症サポーター養成数：1,300人

2-4 地域の支えで自立をめざせるまち

（障がい福祉）

1 基本方針

- 住民一人ひとりの理解と支え合いを進めながら、障がいのある人がその人らしく地域で暮らせる環境づくりを進めます。
- 障がいのある人が地域で自立を目指せるよう、就労支援や障がい福祉サービスの提供体制を整備します。

2 施策での取り組み

2-4-1：障がいへの理解

- 障がいの有無に関わらず、誰もがともに生きる社会環境づくりを目指す*ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がいに対する正しい理解と尊重し合う共生社会の実現に向けた啓発活動や教育の充実を図ります。

*ノーマライゼーション：

高齢者や障がいのある人等、ハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方。

2-4-2：社会参加の促進

- 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するなど、社会参加の機会の確保を支援します。

2-4-3：障がい福祉サービスの充実

- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、制度周知・相談体制の充実を図

ります。

- 障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、障がい福祉サービスの充実を図ります。

2-4-4 : 療育体制の充実

- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携のもと、総合的な療育支援体制を構築し、障がいの早期発見、早期対応を図ります。

2-5 地域でともに支え合うまち

(地域福祉)

1 基本方針

- 地域における福祉意識の醸成を図りながら、住民、行政、福祉事業者、関係機関等が互いに連携して、支援が必要な住民を支えるための地域福祉活動を推進します。
- 地域福祉活動の担い手となる人材と団体の育成や支援体制の整備に努め、福祉サービスの向上に努めます。

2 施策での取り組み

2-5-1 : 地域福祉意識の醸成

- 地域における交流の場づくり、見守り隊活動等、人と人との絆、福祉への理解促進により、住民同士の支え合い意識の向上を図ります。

当町と日本郵便株式会社との間で「中泊町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」を令和2年10月14日に締結しました。この協定を締結したことで、町内で業務を行う郵便局のネットワークにより、高齢者や子どもの登下校、危険な空き家等、日常生活で何らかの異変を察知した場合、素早い情報をいただくことができ、地域・暮らしの安心・安全に関する行政サービスの向上につなげることができます。

2-5-2 : 支え合いの仕組みづくり

- 支援の必要な住民が適切な福祉サービスを受けられるよう、情報の提供や相談体制を確保するとともに、特に冬期や災害時に求められる「自助」「共助」「公助」が相互に作用する支え合いの仕組みづくりに取り組みます。
- 権利擁護支援センターを設置し、権利擁護の普及啓発を進めるとともに、成年後見人制度等の利用を促進し、認知症、知的障がい、精神障がい等により物事の判断が十分

にできない人の権利を地域ぐるみで守る権利擁護支援体制の充実を図ります。

2-5-3 : 福祉活動の人材育成

- 地域福祉を支える担い手の育成や研修等への参加を促進するとともに、ボランティア団体や地域活動団体との連携等による地域福祉活動を推進します。

2-5-4 : 過疎地域における見守り隊活動の推進

- 地域における見守り活動の充実を図るため、見守り隊を行う協力団体を増やし、多様な団体による重層的な見守り活動の実施を目指します。

2-5-5 : 世代間交流の機会づくり

- 地域での顔の見える関係を深めるとともに、幅広い世代の住民が福祉活動に関わることができるよう、世代間で交流する機会づくりを進めます。

2-5-6 : 生活困窮者への支援

- 生活保護制度等に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて、就労による経済的自立と生活支援を進め、自立を促進します。

2-5-7 : 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

- 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種地域福祉活動を支援します。

2-5-8 : 福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障がい者、子育て家庭など、誰もが利用しやすい施設整備やバリアフリー化による福祉のまちづくりを推進します。
- 町の健康・福祉増進の拠点及び住民の交流・憩いの場となる施設を整備・運営し、子どもからお年寄りまで、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3 重要業績評価指標 (KPI)

No	具体的な事業	重要業績評価指標 (KPI)
1	成年後見利用促進事業の推進	住民調査による権利擁護支援の認知度：60%以上
2	中泊町総合福祉健康センター運営事業	施設内全体の利用者数：40,000人

2-6 安心して医療を受けられるまち

(医療)

1 基本方針

- 地域における医療体制を整備するとともに、高度医療体制や救急医療体制の充実を図り、住民が安心して日常生活を営める環境づくりに努めます。
- 今後の地域包括ケアの推進に向けて、保健・医療・福祉のさらなる連携を推進します。

2 施策での取り組み

2-6-1 : 医療体制の充実

- 多様化する医療ニーズに対応するため、町内外の医療機関との連携を強化するとともに、広域連合による医療供給体制の充実に努め、住民に適切な医療環境を提供します。
- 町内の診療所と中核病院との連携を強化し、緊急時や高度医療が必要になったときに、適確かつ迅速な医療サービスを受けられる体制づくりのために、必要な医療機器やネットワーク整備等を推進します。
- 感染症に対応した医療・救急体制を整備するとともに、保健所や中核病院と緊密に連携し、町民が安心して生活できる環境づくりに努めます。

2-6-2 : 医師の確保

- 優れた医師を育てつつ、医師の意欲がわく環境の整備を推進し、県、大学と連携しながら医師の確保を図ります。

2-6-3 : 保健・医療・福祉の連携

- 介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の構築等、引き続き、保健・医療・福祉の連携強化に努めます。

基本目標 3 豊かな心と郷土愛を育むまちづくり

(教育・文化施策)

3-1 子どもたちがいきいきと学び育つまち

(学校教育・青少年健全育成)

1 基本方針

- 本町の将来を担う子どもたちの学ぶ意欲の向上と確かな学力の定着に取り組みます。併せて教職員の指導力の向上や教育環境の充実を図るなど、「知・徳・体」を育む学校教育の推進を図ります。
- 自立を促す青少年活動を充実するとともに、多様な世代が交流する地域活動への参加や、事件や事故から子どもたちを守る見守り活動など、健全な育成環境の充実を図ります。

2 施策での取り組み

3-1-1 : 学校教育の充実

- 児童生徒が一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成につながるよう、学校教育の充実を図ります。
- 将来の地域を担う中学生の学習を支援するため、町独自の学習教室の検討など、読書を含めた学習習慣の定着や学力の向上に向けた教育環境の整備を進めます。
- 地域との交流を通じて児童生徒が地域の歴史や文化を学ぶ郷土への愛着を育む教育を推進します。
- 畑の学校体験等の農業体験やインターンシップ、職場体験等を通じて、地域の特長や魅力を知る機会を創出します。

3-1-2 : 教育環境の整備

- 時代のニーズに合った ICT 機器・ネットワーク環境等を整備し、感染症にも対応した遠隔授業等の充実に努めます。また、ICT を活用して学習指導の効果を高めるため、教職員向けの研修を行い、ICT 活用指導力の向上を目指します。
- 適正な教育効果を得るため、保護者や地域の意見を聞きながら、時代のニーズに即した学校配置を検討し、学校と地域住民等が力を合わせて子育て・教育をする仕組みをつくとともに、老朽化した校舎及び体育館等は計画的に改修や改築に取り組みます。
- 通学の安全面からも、児童生徒の活動実態に合わせて通学バスの効率的運行に努め、スクールバスの更新を進めます。
- 学校内における問題への対応が、近年よりクローズアップされていることから、それ

らを支援する人員配置などにより、学校・子ども・保護者にとって理想的な教育環境構築を図ります。

3-1-3 : 「ふるさと」に対する誇りを高める教育の推進

- 小中学校が町内の外部講師を招いた「ふるさと学習」、少年の主張大会、子ども教室等、地域に触れ、「ふるさと」に対する誇りを高めるための取り組みを推進します。

3-1-4 : 家庭・地域と連携した学校づくり

- 学校教育活動や運営状況を積極的に公開するとともに、保護者や地域住民の意見やニーズを反映させるなど、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる学校づくりを推進します。
- 小・中・高校生（こども園含む）と高齢者との世代交流の場の提供を促進し、地域や人同士が交互に関わる学校づくり、地域づくりを推進します。

3-1-5 : 放課後の居場所づくり・青少年育成運動の推進

- 小学校就学児童に適切な放課後の居場所となるよう、放課後学童保育の円滑な運営に向けて、学校及び関係機関との連携を図ります。
- 地域の大人が放課後等に子どもたちを見守る放課後子ども教室など、学校区ごとの円滑な放課後対策により、安全で健やかな子どもたちの居場所づくりを推進します。
- 地域活動や世代間等を通じて、地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進め、青少年の健全育成に努めます。
- 「しない・させない・みのがさない」の宣言のもと、いじめのない教育環境づくりに務めます。

3-1-6 : 各種支援（通学、就学等）

- 町外の高校への通学に要する通学費用の助成等を行い、生徒や保護者に対し、支援制度の周知を図ります。
- 就学援助費（学用品、通学用品、給食、修学旅行等）による助成制度の充実を図り、小・中学校の就学に係る費用を支援します。

3-1-7 : 子どもの安全確保

- 自然災害を含めた防災や防犯、交通安全への教育、見守り活動を進め、子どもの安全確保に努めます。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	教育 ICT 環境の整備	研修の開催：年 1 回
2	「地域とともにある学校」への仕組みづくり	コミュニティ・スクールの設置： 中里地域

3-2 学びを通じて心の豊かさや交流を生むまち

（社会教育・家庭教育）

1 基本方針

- 住民がいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる環境づくりを目指し、住民の主体的な学習・発表機会の充実や指導者の養成などに努め、様々なまちづくりに貢献できる人材の育成を図ります。
- 公民館が、住民と協働により活動を企画・運営していく体制を強化するとともに、より多くの住民が気軽に参加し、新たな知識の習得や住民同士の交流につながる活動機会づくりを推進します。

2 施策での取り組み

3-2-1：社会教育の充実

- 住民ニーズに即した多様な講座・教室・大会等の企画・開催に努め、体系的な社会教育の推進を図り、学習意欲の向上を図ります。
- 歴史遺産や指定文化財等を体系的に整理し、住民に広く情報提供するとともに、学校教育、生涯学習等での活用を推進します。
- ふるさと学習活動の展開や住民参加型の自主的文化芸術活動など、機会の創出に努めるとともに、高齢者の経験・知恵を伝える機会を創出します。
- 門松づくり講座、公民館教室、そば打ち体験等の講座や教室、体験を通じた世代間交流を推進します。

3-2-2：人材育成・団体等の活動支援

- 生涯学習を推進するため、指導者の発掘やリーダーの育成など人材の育成に努めます。
- 子どもたちが地元の農業・漁業や町の歴史・文化など「ふるさと」に触れる機会をつ

くり、「ふるさと」に対する愛着と誇りを高めるための取り組みを推進します。

- 各種社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、主体的な社会教育活動を促進します。

3-2-3 : 社会教育関連施設の整備

- 住民が施設を安心して利用できるよう施設の整備を行い、老朽化が著しい施設等は、計画的な改修等により機能維持に努めます。

3-2-4 : 学習成果の活用

- 住民の学習活動を支援し、学習の成果を今後のまちづくり・人づくりに活かせるよう、イベント等での発表等、学習の成果を活用する場を確保し、住民の学習意欲の向上に努めます。

3-2-5 : 家庭教育の充実

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や家庭の役割の重要性を啓発するために、必要な情報提供、親子のふれあいを重視した体験活動を実施するなど家庭教育の充実に努めます。

3 重要業績評価指標 (KPI)

No	具体的な事業	重要業績評価指標 (KPI)
1	講座や教室を通じた世代間交流の推進	講座や教室への参加者数： 年 1,800 人
2	「ふるさと」を知り、誇りを高めるための取組み	小中学生を対象としたふるさと学習 の実施：年 1 回

3-3 スポーツを通じて人や地域のつながりをつくるまち (社会体育)

1 基本方針

- 健康志向の高まりなどを踏まえ、広く住民参加につながるスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。
- 住民の誰もが生涯にわたり、目的や体力に応じてスポーツを楽しめるよう、施設や設備の計画的な整備による安全対策を進めるとともに、指導体制の充実やスポーツ活動の振興、スポーツ団体の育成などに取り組み、ソフト・ハードの両面からスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

2 施策での取り組み

3-3-1：社会体育活動の推進

- スポーツ活動の必要性や重要性に関する広報・啓発を推進するとともに、スポーツ教室等を開催し、住民のスポーツへの関心を高めます。
- 生活習慣病予防など、スポーツイベントの開催等を通じて、住民の健康づくりを支援します。

3-3-2：総合型地域スポーツクラブの設置

- 住民の活動目的やニーズにあったスポーツ活動を推進するとともに、住民主体による総合型地域スポーツクラブの設置を支援します。

3-3-3：社会体育関連の整備

- 老朽化や耐震性、安全性に対処するとともに、住民のニーズに対応した施設の充実・整備に取り組みます。

3-3-4：指導者の育成・確保

- 長期的・組織的に競技力向上を目指すために、優れた指導者の育成を行います。
- 大会等における運営支援となるボランティアの育成・確保に努めます。

3-4 郷土の歴史文化を継承するまち

(地域文化・芸術活動)

1 基本方針

- 先人が残した文化財や伝統芸能の保護、継承を進め、町内外に広く周知し、まちづくりに活用できるよう努めます。
- 総合文化センターを文化芸術活動の拠点として有効活用し、住民の文化芸術活動の推進を図ります。

2 施策での取り組み

3-4-1：地域文化の保存活動の推進

- 歴史文化資源の保存のため、社会教育や生きがい対策とも連携して、調査と資料の整理、住民への啓蒙等に努めます。
- 伝統的行事・伝統芸能を保護継承するため、世代間交流の活発化を図ります。
- 地域の祭り、イベントの開催により郷土愛の醸成を図ります。

3-4-2 : 文化活動の指導者の確保、養成

- 文化活動の指導者の確保、養成に努めるとともに、各種サークル育成、活動を積極的に支援します。

3-4-3 : 文化施設の整備・活用

- 総合文化センターを活用し、芸術に触れる機会を提供します。
- 子どもたちの豊かな感性を育成するため、総合文化センターを活用し、芸術鑑賞の機会を提供するほか、住民の文化教養を深めるため、博物館の機能充実、図書館の蔵書増強を図りながら、収集資料のPRなどによって利用促進に努めます。
- 地域のグループ活動の活性化や世代間の交流のために、身近な施設の活用促進を図ります。

3-4-4 : 歴史文化資源の活用

- 地域の歴史文化への理解を深めるため、啓発活動や講座の開催等を通じて住民の意識の向上を図ります。
- 町の歴史・文化等を地域資源として磨き上げ、町内を巡る観光資源として活用します。

3 重要業績評価指標 (KPI)

No	具体的な事業	重要業績評価指標 (KPI)
1	地域の歴史・文化等を観光資源として活用	博物館入館者数 : 5,000 人

基本目標 4 環境と共生する安全安心なまちづくり

(生活環境施策)

4-1 秩序ある町土・景観を保全するまち

(土地利用・景観)

1 基本方針

- 住民が快適な生活環境と豊かな自然環境がもたらす「大地の恵と海の幸」を永久に失わないよう、環境保全とともに、適正な土地利用を推進します。
- 住民と協働による豊かな自然環境が生み出す景観の保全や身近な環境美化に取り組みます。

2 施策での取り組み

4-1-1 : 適正な土地利用

- 住民の生活利便性や安全性、農地・集落地の環境改善・保全に向けて、国土利用計画法及び関連する土地利用関係法令に基づき、バランスのとれた土地利用調整を図ります。
- 農業振興や森林整備に向けて、土地の機能に応じた計画的な利用や保全を進め、農林業の振興を図ります。

4-1-2 : 自然環境・景観の保全

- 自然環境が多く残る地域では無秩序な開発を抑制し、豊かな自然や景観の維持・保全を図ります。
- 本町の自然環境の保全に向けて、住民との協働のもとに環境美化活動を進め、住民・事業者等との連携・協働による地域ぐるみの活動を推進します。

4-1-3 : 農村集落機能の保全

- 農村集落機能の保持と農業・農村の持続的発展を図るために、各集落で培われた地域の伝統文化の伝承や水源のかん養、自然景観等の保全に努めます。

4-2 快適で住みよい環境へ定住するまち

(住環境・定住促進)

1 基本方針

- 安全で良好な住環境の整備を促進するとともに、空き家対策や町営住宅等の適切な維持管理、長寿命化等を推進することにより、既存住宅ストックの有効活用を図りながら、若年層向けの快適な住宅を併せて整備します。
- 様々な世代の移住希望をかなえるために、移住・定住を支援する仕組みや空き家の利活用を促進させる制度等について検討を進め、中泊町に「住もう」「帰ろう」と思える環境整備を推進します。

2 施策での取り組み

4-2-1：公営住宅の整備

- 適地を選定し、宅地造成事業の推進や民間住宅開発事業の誘発等を進めます。
- 空き家となった公営住宅の解体、老朽化した公営住宅の改修・建替・集約化整備等を、目的に合わせて、民間活力も活かしつつ効果的かつ計画的な整備に取り組みます。
- 若年層の定住を促進するため、若年層が定住を希望するような公営住宅の整備を図ります。

4-2-2：空き家対策の推進

- 住民が安全・安心に生活できる環境づくりを図るため、適正に管理されていない空き家への対策を進め、崩壊等のおそれのある危険なものに関しては解体・撤去を基本とし、その他利活用が可能なものに関しては、所有者の意向とニーズをマッチングする仕組み構築や、改修費用の助成など必要な対策の実施に努めます。

4-2-3：移住に必要な情報の収集及び提供、空き家等の活用

- 本町への移住を促すためには町を知ってもらうことが重要であり、ふるさと納税制度の活用、トップセールスを実施することにより、地域の特産品を通じて町の特色をPRし、町外に住みながら町を応援してくれる関係人口の創出・拡大を図ります。
- 移住者等に対して、必要な情報提供や地域との交流を支援する移住コンシェルジュの養成、移住体験施設の整備、空き家改修費用等の助成、賃貸料金の助成等を実施し、移住支援や受け入れ体制の充実を図ります。

4-2-4 : 首都圏向けの情報発信

- 大都市圏や首都圏等に向け、本町の自然環境や中里・小泊両地域の魅力を様々な媒体を活用して発信し、本町の知名度を高めます。
- 圏域の市町村と合同で首都圏等へ向けて情報発信に取り組むほか、移住セミナー等を通じて本町の魅力をPRし、首都圏等からの移住促進を図ります。
- 移住支援金制度を地元出身者の会等に広くPRし、Uターンを含む首都圏からの移住を促進します。

4-2-5 : 農漁村地域への移住、定住に向けた交流の推進

- 都市部等との交流をはじめ、修学旅行の招致や地域資源を活かした農林水産業体験等の滞在型観光を通じて、農漁村地域への移住、定住に向けた交流を推進します。

4-2-6 : 「お試し移住」を含めた「二地域移住」への支援

- 改修した空き家や町宿泊施設等を活用し、町の暮らしを体験してもらう「お試し移住」や別荘として活用してもらう取り組みなど、移住に関心のある方への「二地域移住」を支援します。

4-2-7 : 積雪時期の仮住まいの提供

- 冬期間、積雪により、買い物や移動が困難な高齢者等が一時的に移住する積雪時期の仮住まいを整備、提供し、冬期の生活を支援します。

4-2-8 : 火葬場の整備

- 多様化する火葬場等のニーズ把握に努め、つつがなく最後の儀式を行えるよう住民のニーズに配慮した火葬場の整備を図ります。

3 重要業績評価指標 (KPI)

No	具体的な事業	重要業績評価指標 (KPI)
1	公営住宅空き家解体事業	公営住宅空き家解体数 : 7 棟
2	ふるさと納税制度を活用した関係人口の創出・拡大	新たなふるさと納税返礼品の提供 : 年 5 品

4-3 道路・通信網で地域や暮らしの利便をつなぐまち

(道路・公共交通・情報通信)

1 基本方針

- 住民の身近な交通手段の確保を図り、買い物や医療、福祉等の生活サービス機能が集積した町内の拠点と地域の生活拠点が有機的に連携し、住民生活の利便性や安全性、産業活力の向上につながる道路網・交通網の整備を推進します。
- 冬期間の交通確保に向けて、除排雪体制の整備や消・防雪施設の整備や交通体系の確保に努めます。
- 地域の活性や暮らしの安全等、交流促進につながる情報格差のない通信環境の確保に努めます。

2 施策での取り組み

4-3-1 : 国道及び県道の整備

- 側溝未整備区域や狭あい箇所の整備を関係機関に働きかけていきます。

4-3-2 : 町道の整備

- 生活環境に密着した道路を重点的に整備するとともに、公共施設、観光レクリエーション施設などへのアクセス道路の整備を進めます。
- 通学路などについては、安全対策を重視した重点的な整備を図ります。
- 小泊地域へのアクセス道路は国道 339 号しかなく、災害発生時は孤立状態となる可能性が高いため、別のアクセス道路の整備を検討します。
- 定期的な道路・橋梁の点検に努め、適切な維持管理対策を計画的に推進し、経費の削減・平準化を図りながら改修・維持に努めます。

4-3-3 : 農道及び林道の整備

- 農業機械の大型化に対応した農道整備を進めるとともに、広域農道の機能向上を関係機関に働きかけます。
- 森林の機能区分等を勘案して林道整備を進めます。

4-3-4 : 公共交通の確保

- 人口減少にあっても持続可能な地域交通として、関係機関や交通事業者と連携しながら、買い物・通院・通学など地域住民が必要とする交通手段の確保に取り組みます。
- 公共交通事業者に対し、必要な支援を関係者の広域的な協議により検討します。

- 津軽鉄道の再興を支援し、観光、イベント等による活用を図り、利用者の増加を目指します。
- 住民だけでなく町イベントの参加者や観光客等を町内へ誘引する仕組みについて検討します。

4-3-5 : 冬期間の交通確保

- 生活路線を確保するため除排雪体制の強化を図るとともに、効率的・効果的な作業を推進します。
- 冬期間の交通確保が必要な路線について、防雪柵、融雪溝等、消・防雪施設の整備・更新に努めます。
- 冬期間の交通確保のため、国道及び県道への消・防雪施設の整備を一層働きかけていきます。

4-3-6 : 情報化の推進

- 情報通信技術を利用した市場動向、消費者ニーズの把握、農作物の生産や販売など産業経済活動の支援環境整備に努めます。
- 医療・福祉・教育・防災など公共的分野の情報化を推進し、情報ネットワークを利用した行政サービスの充実と行政情報の公開に努めます。
- 国・県の動向及び民間企業等の情報通信技術動向を注視しながら、町内全域の高速通信網更新、新サービスや技術導入に努めます。

3 重要業績評価指標 (KPI)

No	具体的な事業	重要業績評価指標 (KPI)
1	道路・橋梁などの計画的な維持・管理	橋梁の維持補修：2橋

4-4 安全な水の供給と水資源を保全するまち

(上水道・排水処理)

1 基本方針

- 住民がこれからも安心して水を利用することができるよう、水質の安全性を高めるとともに、継続して安定した供給に向けた施設等の長寿命化、更新に取り組みます。
- 各地域や家庭の排水処理を促進するため、積極的な普及・啓発により、衛生環境の確

保に努めます。

2 施策での取り組み

4-4-1：水道施設の整備

- 安定供給に向けた水源の確保、水質管理の徹底、水道管路の改修等を推進し、上水道事業の効率化に努めます。
- 緊急事態に備えた水道施設整備を推進します。

4-4-2：排水処理の整備

- 美しい自然環境と快適な居住空間を確保するため、地域特性を活かした排水処理整備方針を再構築し、適正な維持管理を行います。

4-4-3：集落排水事業の運営基盤強化

- 排水の処理など、生活に不可欠なサービスを将来にわたり安定的に提供していくため、公営企業会計を適用することで経営・資産状況を的確に把握し、適切な業務実運用を目指します。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	農業・漁業集落排水事業の地方公営企業法適用化	農業・漁業集落排水事業を公営企業会計へ移行

4-5 環境にやさしく資源を循環するまち

（循環型社会・環境保全）

1 基本方針

- 本町の通称「もったいない条例」に基づき、ごみ減量に資する各種事業を展開し、環境にやさしく安全で安心な循環型社会のまちづくりに取り組みます。
- ごみやし尿などの適切な収集・処理を進め、住民が清潔で快適な暮らしを営めるよう努めます。
- 住民・事業者・行政の連携協力のもと、環境保全につながる取り組みを進め、住民に

とって暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

2 施策での取り組み

4-5-1：資源リサイクルの推進

- ごみ分別意識の高揚を図るための啓発活動、広報等、家庭における資源循環を促進します。
- 資源ごみの分別収集・中間処理・リサイクルを推進し、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことで、ごみの減量化、最終処分場の延命化を図ります。

4-5-2：不法投棄の防止

- 不法投棄の防止に努めるとともに、環境美化活動を通して身近な自然に親しみながら、一人ひとりの環境意識の向上に努めます。

4-5-3：再生可能エネルギーの活用

- 脱炭素社会の実現に向けて、風力や太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を推進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減等に努めます。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	3 R 推進事業	資源ごみのリサイクル率向上： 14.0%以上
2	地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策に関する講習会開催： 年3回

4-6 いざというときに備えるまち

（消防・救急体制・防災）

1 基本方針

- 住民の生命・財産を守る消防車両や資機材の更新・整備、消防団の充実などにより、地域の消防救急体制の強化を図ります。
- 消防・防災分野だけでなく、農業用水利等、あらゆる関係部署と連携し、総合的に防

災・減災対策を進めます。

- 風水害や地震・津波災害等、災害時に速やかに避難できる体制を整備する等、防災・災害対応機能の向上を図るとともに、住民と行政との「自助」「共助」「公助」による防災意識の普及に努め、いざというときに迅速な対応がとれるよう、関係機関、自主防災組織と連携した共助の体制づくりを進めます。

2 施策での取り組み

4-6-1：消防救急施設の整備

- 常備・非常備消防の組織及び庁舎・屯所・装備等の強化・充実を図るとともに、救急救命体制の充実を図ります。
- 消防組織と住民自ら取り組む自主防災組織との連携強化、消防水利施設の整備推進等を進めます。
- 国が進める広域消防体制の充実・強化を図ります。

4-6-2：防災・減災対策の推進

- 地域住民が正しい情報・知識をもって避難できるよう、防災計画やハザードマップを整備するとともに、確実に避難できるよう、避難路・手段の明確化や感染症に対応した避難所の確保・機能強化に努めます。
- 沿岸地域の小泊地域は、津波への対策が急務であることから、津波避難計画に基づいた円滑な避難が図られるよう、必要な情報提供、案内看板の設置等の対策を進めます。
- 土砂崩れや岩石崩落の危険がある場所の状況を絶えず把握し、その崩落対策を促進します。
- 洪水に備えるため、河川の水害対策をあらゆる関係機関に働きかけるとともに、速やかな排水を促すため排水路の整備を計画的に進めます。
- 自然災害による停電や冬期の災害発生など、二次災害、複合災害に備えた防災機能の充実に努めます。

4-6-3：地域防災力の向上

- 地域の地形や学校・福祉施設等の有無など、その地域の実情に即した防災訓練を実施し、地域における防災意識や地域防災力の向上、災害情報の収集、避難所支援機能の強化を図ります。
- 地震・津波・大雨・洪水などの災害に対して、地域住民が自主的に防災に備え、自主防災組織の組織化・研修・必要品などの支援を行います。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	消防団員の確保	新規消防団員の確保：年 15 人
2	地域防災力の向上	自主防災組織の増加：年 1 組織

4-7 暮らしと地域の安全を守るまち

（防犯・交通安全）

1 基本方針

- 住民の地域の安全に対する意識の向上を図りながら、地域活動や相談体制などの充実を図り、安全・安心な地域づくりを進めます。
- 住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、関係機関や団体と連携して交通事故を未然に防ぐ環境づくりを進めます。

2 施策での取り組み

4-7-1：地域の防犯・交通安全対策の推進

- 安全で住みよいまちをつくるために、青少年の育成、パトロールなどの見守り活動、交通安全街頭指導をはじめとする啓蒙活動の強化により、地域の防犯・交通安全の充実を図ります。

4-7-2：交通安全施設の整備

- 標識や照明の補修・更新等を行い、安心・安全なまちづくりに努めます。

4-7-3：消費者被害に関する情報の提供

- 関係機関との連携のもと、広報・啓発活動をはじめ、消費者向けパンフレットの配布等を通じて、消費者被害の防止に努めます。

基本目標 5 持続可能なまちづくり

(協働・行財政運営施策)

5-1 とともに支え合い、行動するまち

(地域コミュニティ・住民協働)

1 基本方針

- 地域・世代間交流、スポーツ・文化活動等を通じて、住民の一体感を醸成するとともに、郷土への愛着や理解を深め、住民との協働による地域づくりを進めます。
- ふるさと中泊町を創生するまちづくりに住民が参加するための組織や仕組みづくり、未来の中泊町を担う人材の育成を推進します。

2 施策での取り組み

5-1-1：地域コミュニティの充実

- 地域活動のきっかけや機会の提供、活動のネットワークづくりのため、地域コミュニティの活動を支援し、ともに支え合う仕組みづくりを進めます。
- 集落支援員事業を活用し、高齢化や過疎化が進む集落において、地域コミュニティの維持や活性化に向けた取り組みを、地域住民とともに検討、実施します。
- 移住者や外国人が地域で孤立しないよう、相互に理解し、尊重しあう地域づくりを進めます。

5-1-2：集落等の整備

- 土地利用整備計画を策定し、新たな住宅地等の開発を進めるとともに、集落内の道路、公園等生活環境の整備を図ります。
- 防雪柵設置や除排雪の徹底により冬期間の交通確保とともに、集落と地域、集落と集落を結ぶ公共交通の確保に努めます。
- 後継者、UIJ ターン者、転入者等に対応した居住環境の整備を図るほか、若者が定住できるような魅力あるまちづくりに努めます。

5-1-3：住民参加型のイベント・ワークショップ等の開催

- 人口減少・少子高齢化の加速に歯止めをかけるために、子どもから高齢者など幅広い世代の参加者を募り、住民参加型のイベント・ワークショップ等の開催を通じて、将来の町のあるべき姿を語る意見交換の場づくりを進めます。

5-1-4 : 地方特有の人材育成（各種資格の取得支援）

- 地域の活性化を担う新たな人材を発掘、育成していくために、各種団体の人員の増加、育成に取り組むほか、外部からの講師を招き、地域に根ざした人材を発掘していきます。
- 各種資格の取得支援や専門性の向上を図る講習等を通じて、地域の活性化を担う多様な人材の発掘、育成に努めます。

5-1-5 : まちづくりグループの育成・活動支援

- まちづくりリーダーの育成と活動の支援に努めるとともに、まちづくりグループ・団体の設立や運営を支援します。
- 住民自治組織やまちづくりグループ・団体との協働によって、行政と住民が一体となった事業展開を進めます。

5-1-6 : 脱炭素社会に向けたまちづくり

- 今後到来する人口減少社会に備え、持続可能で※レジリエントな町をつくるため、再生可能エネルギーの導入拡大を核とした脱炭素先行地域への選定を目指します。
脱炭素に加え、次の時代への移行戦略として、地域資源を最大限活用したライフスタイルのイノベーションやICTなどの新技術を駆使したスマートシティの実現による地域産業の活性化を図り、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で持続可能なまちづくりを推進します。

※ レジリエント：

災害や危機などのさまざまな環境・状況に対しても柔軟に対応し、乗り越え、生き延びる力。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	集落連携によるまちづくり推進事業	近隣の集落が協力し合い事業に取り組む：2事業
2	脱炭素社会実現に向けた地域再エネ導入戦略策定による持続可能でレジリエントなまちづくりの推進	ゼロカーボンシティ宣言の実施、2050年を見据えた地域再エネ導入目標の策定：脱炭素先行地域選定

5-2 男女がともに活躍するまち

(男女共同参画)

1 基本方針

- 性別に関わりなく、誰もがいきいきと暮らし、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や、女性の社会参画を促す仕組みづくりに努めます。

2 施策での取り組み

5-2-1：男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会の形成に向け、その指針となる男女共同参画計画に基づく取り組みを推進します。
- 男女の固定的役割分担意識を見直すため、啓発や広報等の活用による情報提供を充実させます。

5-2-2：女性の参画機会の確保

- 女性の就労機会の拡大に向けた取り組みや各種審議会等への積極的な参画を進めること等により、様々な分野における参画機会の拡大に向けた環境を整備します。
- 子育て支援の充実等により仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します。
- 女性が活躍する職場環境づくりに向けたモデル環境の形成に向けて、庁内組織における女性の参画機会の確保に取り組みます。

5-2-3：女性の権利擁護

- ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメント等の防止を推進し、女性の人権を守るとともに、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進します。

5-3 健全な行財政運営を推進するまち

(行財政運営)

1 基本方針

- 行政課題や住民ニーズに的確に応えていくため、行政改革のさらなる推進と質の高い

行政サービスを提供し、歳入と歳出のバランスのとれた健全な行財政運営を推進します。

- 住民と行政との信頼関係を構築し、協働によるまちづくりを進めるため、個人情報の保護を徹底したうえで、広報活動の充実など、まちづくりへの情報の共有に努めます。

2 施策での取り組み

5-3-1：健全な行財政運営の推進

- 財政状況の分析・公表を行い、事業の重点化・差別化等を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を推進します。
- 効率的で効果的な行財政運営に向けて、^{※1}自治体DXを推進し、業務の定型化による^{※2}RPAの活用や^{※3}BPRを推進し、民間活力を活用するなど、行政サービスの向上に取り組むとともに、あらゆるものが高速ネットワークで繋がる社会を見据え、人との接触が避けられるテレワークの推進や、遠隔授業の実施など、最新の技術動向をふまえながら新しい社会に対応していきます。

※1 自治体DX

住民に身近な行政を行う自治体がデジタル技術等を活用し、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上につなげていくもの。

※2 RPA：「Robotic Process Automation」の略。

人に代わって定型的な業務を行う自動化ツールのこと。

※3 BPR：「Business Process Re-engineering」の略。

業務内容そのものを見直して最適化すること。

5-3-2：住民との意見交換会を反映した町政の推進

- 地区懇談会において住民の意見を把握するとともに、町政に対する意向や方向性を共有し、意見を反映した町政を推進します。

5-3-3：ふるさと納税の推進

- ふるさと納税の制度や特産品による各種PRの強化により、本町への関心や応援者の増加に努め、町外在住の多くの方によるまちづくりへの参画を促します。

5-3-4：町内公共施設等、社会基盤の適正な維持管理

- 公共施設の老朽化対策として、全ての公共施設を対象とする総合的な管理計画に基づき、社会基盤や公共施設、地区集会所の適切な配置・集約、老朽化への計画的な維持管理、長寿命化に取り組むとともに、様々な手法により維持管理にかかる経費の削減に取り組みます。

5-3-5 : マイナンバー制度の活用

- 個人番号の利用（マイナンバー制度）が開始されたことに伴い、情報管理に対する職員の資質の向上や個人情報の厳重な管理に努めるとともに、マイナンバー制度を利活用した住民サービスの向上に努めます。

5-3-6 : 職員の能力向上・人材の確保

- 職員一人ひとりの持つ能力や個性を活かし、組織力の拡充を図るために、職員研修計画を策定し、様々な研修を通じて、職員の意識や能力の向上に努めます。
- ワークシェアリングによる若い世代の雇用を図り、人材の確保に取り組みます。

3 重要業績評価指標（KPI）

No	具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
1	自治体情報システムの標準化・共通化	国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行:基幹系 20 業務システム
2	公共施設等の適正な維持管理	公共施設総床面積の削減 : 2,500 m ² 減

5-4 とともに地域の発展を推進するまち

（広域行政・地域間連携）

1 基本方針

- 日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、行政区域を越えた広域での共通課題や合理化できる事務については、広域的な事業展開による住民サービスの質の向上及び効率的な運営を目指し、国内外や県内、つがる西北五圏域の自治体との地域間連携・協力を進めます。

2 施策での取り組み

5-4-1 : 広域行政の推進

- 近隣市町村との連携・協力のもと、生活機能等の確保に向けた検討や課題解決を図り、広域行政におけるサービスの安定化を図ります。

5-4-2 : つがる西北五圏域の自治体との地域間連携

- つがる西北五圏域において様々な生活課題等を共有し、地域経済・生活関連機能のサービスの向上に向けた広域連携を推進します。
- 北海道新幹線開業による日本海側への新たな観光客の取り込み策として、奥津軽いまべつ駅からの二次交通を活用し、つがる西北五圏域を含む津軽地方の自治体と連携して、それぞれの地域特性を活かした圏域内への観光客の誘引を図ります。

5-4-3 : 国内外や県内との地域間交流

- 国内外との産業・文化・人材などまちづくり、子どもたちの相互訪問による交流のほか、産業・歴史・文化・教育・まちづくり等を通じた地域間交流は、本町への新たな発展につながる活力ともなるため、引き続き様々な機会を通じて、多様な地域間交流を促進します。
- 北海道新幹線を通じて道南地域との相互交流を図り、津軽海峡エリアの連携を強め、地域の活性化を促進します。
- 遠隔地との地域間交流は、災害時の相互応援等、有事の際、リスク分散にもつながることから、様々な分野で交流機会の拡大を図ります。
- 同じ問題意識を共有する自治体同士が連携し、情報交換等を行うことで政策の互換性を高め、それぞれの課題の解決に向けた新たな施策の実現を図ります。